

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 8 5 号	三田市福祉医療費の助成に関する条例及び三田市子育て支援のための医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
国保医療課	<p>【関係法令】 地方税法（昭和 25 年法律第 100 号） 兵庫県福祉医療費助成事業実施要綱</p> <p>【趣 旨】 福祉医療費等の助成に関する所得要件である市町村民税の非課税範囲及び所得割額の算定について、未婚のひとり親に対し、寡婦控除等のみなし適用をすることとするほか、所要の規定の整備を行うに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p>【内 容】 1 未婚の母又は未婚の父に該当する場合は、福祉医療費及び乳幼児等・こども医療費の助成の受給資格を判定する際の所得要件である市町村民税の非課税の範囲及び市町村民税所得割額（235,000 円未満）の算定に当たっては、地方税法に規定する寡婦又は寡夫の場合の例により算定することとする。（第 2 条及び付則第 4 項関係） 2 その他規定の整備</p> <p>【施行期日】 公布の日（改正後の規定は、平成 30 年 9 月 1 日以降の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。）</p>